

選挙運動用自動車運転契約書

登別市長選挙候補者 (以下「甲」という。) と、
(以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法
第 1 4 1 条に規定する選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間

令和 6 年 7 月 2 1 日から

令和 6 年 7 月 2 7 日まで 7 日間

ただし、無投票となった場合は、立候補の届出があった日から投票を行わないこととなった事由が生じた日まで。

2 契約金額 円 (1 日につき 円)

3 運転する自動車の車種及び登録番号又は車両番号

4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、登別市議会議員及び登別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき登別市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、登別市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は登別市には請求できない。

5 その他

令和 6 年 月 日

登別市長選挙候補者

甲 住 所
氏 名

印

乙 住 所
名 称
代 表 者

印